

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：24403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04780

研究課題名(和文)日本のオルタナティブ学校の教育課程・学習計画・認証評価・スタッフ養成に関する研究

研究課題名(英文) Study on curriculum, learning plan, accreditation and staff training of alternative schools in Japan

研究代表者

吉田 敦彦 (Yoshida, Atsuhiko)

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・教授

研究者番号：20210677

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：日本のオルタナティブ学校に関する事例研究と原理的考察を通して、公教育とオルタナティブ教育とが連携する意義と可能性を明らかにした。1)多義的な「オルタナティブ」概念および「多様性と公共性」をめぐる議論を分析したうえで、学校教育法と並立するオルタナティブな教育機会確保法の意義を明らかにした。2)オルタナティブ教育実践の質を保障する先行事例として、相互認証、教員研修、公民連携等の役割を担う中間支援組織の試み、および台湾の「実験教育三法」の動向を検証した。3)公教育学校とオルタナティブ学校が連携したサステイナブルスクール・プロジェクトに参画し、ホールスクールアプローチによる実践・評価モデルを開発した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公教育の改革動向において、従来型の教育とは異なるオルタナティブな志向のもつ可能性が注目されている。たとえば、法制度面では、履修主義の就学義務に対する習得主義の多様な学習機会確保、質保証における行政による事前一律規制から互助団体によるプロセス認証評価、カリキュラムデザインにおけるESD(持続可能な開発のための教育)に代表されるようなホールスクール・アプローチによる変容型の学習といった志向がそうである。オルタナティブ学校をその基本原理から実践・評価法まで多角的に検証した本研究は、公教育学校との対立図式を超えて、両者の役割と意義を限定的に理解して相互補完的に連携するために有効な知見を提出した。

研究成果の概要(英文)：A case study and inquiry of alternative schools in Japan clarified the possibilities and significance of cooperation between public and alternative education sectors. 1) Upon analyzation of the ambiguous concept of what is "alternative" as well as discussions on "diversity and publicness", it was made clear that equal opportunities in alternative education must be guaranteed, on principle, by law in parallel to the School Education Act. 2) As prior examples of quality assurance in alternative education, the intermediary roles of support organizations were inspected, including cross certification, training for teachers, and public-private partnerships. In addition, we investigated Taiwan's "Three Laws of Experimental Education". 3) We participated in a sustainable school project, in which public schools and alternative schools collaborated and developed a practice/evaluation model based on a "whole school approach".

研究分野：教育学

キーワード：オルタナティブ教育 教育機会確保法 多様性と公共性 シュタイナー教育 ホリスティック・アプローチ サステイナブルスクール 中間支援組織 公的認証

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は2016年度の研究開始時まで、ホリスティック教育やオルタナティブ教育の代表的事例としてのシュタイナー教育を主題とする科学研究費補助金による研究、すなわち2008年度～2011年度は「ホリスティック教育学の観点による日本のシュタイナー学校の実践事例に関する研究」、2012年度～2015年度は「日本のシュタイナー学校における公的総合的な教育課程と自己評価法の開発と検証」に関する研究を行った。その成果の一部は『日本のシュタイナー学校 社会とのつながり 資料編(～2012)』、『日本のシュタイナー学校 架橋のこころみ 資料編(2012～2016)』として纏めた。このプロセスにおいて、新たに生じた社会動向と絡んで、改めて発展的に取り組むべき研究課題が明確になった。

その動向とは、第1に、フリースクール等の多様な(オルタナティブな)教育機会を確保するための法制度改革が当初予測を越えて進展したこと、第2に、ESD(持続可能な開発のための教育)にホリスティックなアプローチで取り組む公教育諸学校が増え、ユネスコスクールとして認定されるオルタナティブ学校も増えてきたこと、第3に、それらと連動して、日本のオルタナティブ系の諸学校がメインストリーム社会から公的認証を得るための実践研究を本格的に展開する態勢が整ってきたこと、以上の3点に集約できる。

とくに一点目の法制度改革については研究開始当初、文部科学省がフリースクール等支援の有識者会議を設置し、議員立法「多様な教育機会確保法案(仮称)」が準備されていた状況にあり、同法案は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「教育機会確保法」と称す)として2016年12月に国会で成立、2017年2月から施行実施された。この法律には3年後の見直し規定も付されており、この新法のもとでオルタナティブ教育がどのように公認されていくか、あるいは、そのために新法は3年後にどのように改定されるべきか、それを追跡すべき重要な局面を迎えていた。

こういった動向を踏まえ、2016年度～2019年度の本研究の課題を、シュタイナー学校を中心とした従前の研究で得た知見を発展させつつ、より広くオルタナティブ教育が新たな法制度の下で公教育といかに接合・連携していくことができるか、その具体的実践的かつ原理的な探求に設定した。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本のオルタナティブ学校の教育実践と質保証、公的認証にかかわる総合的な研究を通して、オルタナティブ教育と公教育とが連携する意義と課題、可能性について明らかにすることにある。より具体的には、1)「多様性と公共性」のトレードオフ関係などオルタナティブ教育に関する原理的な考察を行い、それを公認する法制度上の位置づけを提案すること、2)オルタナティブ学校と公教育学校の教育実践に関して、両者が共有するESD(持続可能な開発のための教育)におけるホールスクール・アプローチ等を、ユネスコスクール(サステイナブルスクール)の交流ネットワークを活用して検証すること、3)オルタナティブ学校を公的に認証するにあたって、その教育内容の質をどのように担保するのか、認証機関としての中間支援組織や公民連携のあり方、また教員(スタッフ)の質を担保するための養成・研修のあり方についてケーススタディを行うことを目的とする。

## 3. 研究の方法

### (1) 原理的・哲学的考察(概念の分析と明確化):

「オルタナティブ」の概念定義の明確化

実践のなかで構成主義的に生成している多義的な「オルタナティブ」概念の分析

### ② 「教育機会確保法」の法制度上の位置づけに関する提案

「多様な学び実践研究フォーラム」での研究討議を踏まえた原理的考察

研究分担者による調査結果に関する哲学的な考察

オルタナティブ教育をめぐる議論で焦点化した「多様性と公共性」に関する考察

### (2) 先進事例の調査研究

中間支援組織による質保証の仕組み

日本シュタイナー学校協会における相互認証や教員研修・養成の取り組みへの参与観察

### ② 公民連携の先進地域の事例

横浜市・神奈川県におけるNPO立シュタイナー学校を含んだ連携協議会に関する情報収集

台湾における「実験教育三法」の現状と課題に関する現地資料分析

とくに急速に学校数が増加している台湾のシュタイナー学校の実態調査

### (3) アクションリサーチ(モデル開発)

ホールスクール・アプローチのデザインシートと評価モデル

公教育学校とオルタナティブ学校が連携したサステイナブルスクール・プロジェクトに参画

### ② 公教育の学校教師を対象とするシュタイナー教育カリキュラムの開発

大阪府立大学におけるシュタイナー教育ゼミナール(年間10～12講座×4年)の企画運営

#### 4. 研究成果

(1)

「オルタナティブ」の概念定義の明確化

実践のなかで構成主義的に生成している多義的な「オルタナティブ」概念について、

- (a) 多様性：多様な選択肢としてのオルタナティブ
- (b) 代案性：実例で示す代案としてのオルタナティブ
- (c) 別様性：問いかける他者としてのオルタナティブ

という分析を行い、それらの概念連関を明確化した。(吉田 2019 において詳述)

②「教育機会確保法」の法制度上の位置づけに関する原理的解明

教育基本法の下で普通教育を受ける権利を保障する「学校教育法」と並立するオルタナティブな法として「教育機会確保法」を位置づけ直す提案を、両法間の異なる原理を明らかにしつつ行った(表1参照)。

表1 義務教育・学習権保障の2本立て法制 = 学校教育法 + (改正)教育機会確保法

	学校教育法	(改正)教育機会確保法
就学義務の在り方 保護者の義務	就学義務(就「学校」義務)： 「学校」に通わせることで普通教育の機会を確保する義務。	教育義務(就「教育機会」義務)： 学校外の多様で適切な学習活動を含む普通教育の機会を確保する義務。
対象を決める基準	年齢主義・履修主義 15歳までの9年間	課程主義・修得主義 年齢・国籍その他の事情にかかわらず
教育の質の確保の在り方	事前規制中心(どこで学ぶか)： 行政の定める外型基準(学校設置基準、教員免許、検定教科書など)に合致した「学校」に通学・出席していれば適切な教育を受けたと評価。	プロセス評価中心(何を学んでいるか)： 独立した認証機関が、学習者(保護者)もしくは学習活動を提供する学び場が提出した資料に基づいて適切さを相互に評価。(ピア・レビュー)
認可・認証の機関	教育行政機関	公的もしくは民間の互助的認証機関
公費助成の対象	制度化された学校(教育機関)： 教員は公務員採用、学校運営費・交付金。私立学校は私学助成金。	学習者個人(保護者)： 保護者に「学習支援金」を給付。多様で適切な「学び場」による代理受領も可。
理念の志向性	制度が個人に先立つ。 システム、公共圏が起点。	個人が制度に先立つ。 生活世界、親密圏が起点。

\* 第6回多様な学び実践研究フォーラム(2019)「全体シンポジウム」発題資料(吉田 2000a 所収)

オルタナティブ教育における「多様性と公共性」に関する考察

「多様な学び保障法(案)」が「教育機会確保法」として成立し運用がはじまるプロセスにおいて先鋭化したのは、既存の公教育学校との関係における「多様性と公共性」をめぐる議論である(西村 2018、福若・森岡 2018)。この点にかかわる研究分担者(藤根 2019a, 2019b)による一連の実証的な研究を踏まえつつ、「多様性と公共性」のトレードオフ的な関係について、「学校の中での多様性」(インクルーシブ教育)と「学校の外への多様性」(オルタナティブ教育)という概念整理によって考察した。(吉田 2020、永田編 2019)

(2)

中間支援組織によるオルタナティブ学校の質保証の事例

オルタナティブ学校の公的認知のためには、その教育の質を保証する仕組みをデザインする必要がある。それを、行政管理規制ではなく、オルタナティブ学校の当事者団体による自主的な相互認証によって行うには、民間の中間支援組織の役割が重要になる。その先進的な取組みとして「日本シュタイナー学校協会」の事例を検証し、質保証の仕組みとして、協会の加盟校として承認する要件の明確化、授業実践の質を高めるシェアリング研修、教員確保のための連携型教員養成、持続可能な運営のための全国連絡会、ユネスコスクール加盟による外部評価などの実践を抽出した。

これらの事例研究に基づき、オルタナティブ教育の「独自性」と「公共性」を両立させつつ質保証を行う中間支援組織の主たる機能は、次の6点にまとめることができる。1)学び(の場)の自助的な相互支援 2)学び(の場)の質の相互評価(相互認証) 3)スタッフ・教員の養成・研修 4)公民連携：行政交渉等の窓口 5)実践研究・交流、情報収集・調査 6)対外的な情報提供・

② 公民連携の先進地域の事例

公教育行政が、不登校支援のフリースクールに限らず、オルタナティブ学校も含んだ協議会等を組織して連携する先進事例として、「横浜シュタイナー学園」の研究協力を得て、横浜市・神奈川県の実例に関する情報収集と分析を行った。

すなわち「横浜子ども支援協議会」/「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」は教育委員会と連携して、「民間教育施設ガイドライン」作成、フリースクール等の見学会、共同アンケート調査、情報マップづくり、教職員/保護者対象の研修会・相談会への参画などの取り組みを進行中。その成果・課題の分析により、「1)複数のフリースクールが連携した対行政窓口をもつ重要性。その窓口は、行政による教育支援センターよりも公設民営タイプのスクールのなかに置く方が連携が広がること。2)オルタナティブタイプのフリースクールは絶対数が少ないため、同地域内で連携をつくること自体が困難。広域ネットワークによるオルタナティブ間のつながりは、行政との連携においては活用しづらい。現状では、不登校支援のフリースクールとの連携を、様々な相違点を克服しながら築いていくことが重要。3)上記のような連携の事実を積み重ねると同時に、行政とフリースクールが互いの立場を理解しつつ対話を深めていくことで、新法の「3年以内の見直し」に相当する新たな先行事例を生み出していくこと。そのことにより、連携への柔軟な公的資金の支出の根拠がつけられること。」等が明らかになった。(吉田 2020a)

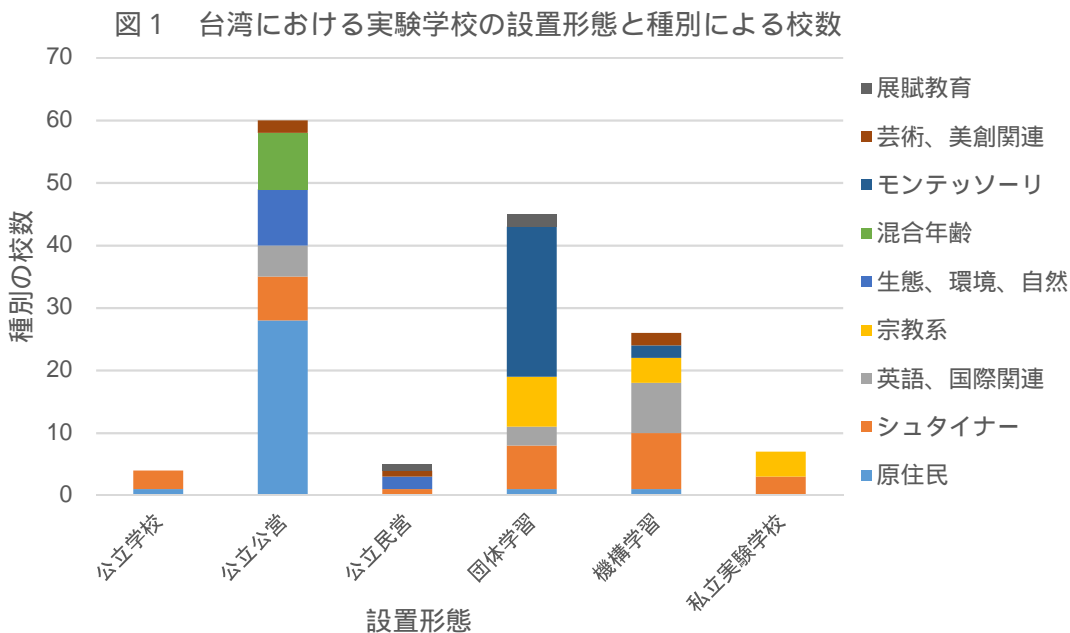
台湾の実験教育法と、その下での拡大するシュタイナー学校の動向分析

「実験教育3法」が2014年11月末に公布されて以来、オルタナティブ教育(実験教育)の進展が著しい台湾の動向を調査し、校種別の代表事例についてその概要と認証書類を収集するとともに、とくにシュタイナー学校の実態に関する資料を訳出した(吉田 2020a)。

設置形態別でみると、「団体学習」が最も多く、次いで公立公営、「機構学習」の順になっている。種別で見ると、原住民教育が最も多く、シュタイナー教育、英語・国際関連、宗教系、生態・環境・自然となっている。公立の実験教育で最も多いのは、先住民文化に基づく独自カリキュラムをもつ原住民学校、「団体学習」において多いのはモンテッソーリ教育と宗教系の学校。シュタイナー教育は、公立公営に加え、民間立の「機構学習」、「団体学習」、私立と各種別にまたがって設置されている点に特徴がある(図1参照)。

「団体学習」:複数の生徒が同じ時間と場所で教育を受ける。小規模なフリースクールに相当。

「機構学習」:非営利法人が学校に似た形態で独自カリキュラムによる実験的な教育を実施。



\* 橋本あかね「台湾のオルタナティブ教育(実験教育)の現状と課題」(吉田 2020a, p.169)

(3)

ホールスクール・アプローチによる実践・評価モデルの開発

ユネスコスクール支援大学間ネットワークの運営委員(2018年度は代表)として、また公教育学校20校とオルタナティブ学校4校が連携交流してESD(持続可能な開発のための教育)を推進するサステナブルスクール・プロジェクト(ACCU ユネスコアジア文化センター主導)の事業推進委員として、NPO法人京田辺シュタイナー学校およびNPO法人横浜シュタイナー学園と

協働したアクションリサーチを行い、ホールスクール・アプローチによる実践・評価モデルを開発した。

具体的には、「サステイナブルな学校文化」を育む実践をデザインするための、「ヴィジョン」を中核にして「学校の運営」「教室内外での学び」「設備と環境」「地域との連携」を4象限に配置した「ホールスクールアプローチ・デザインシート」、および8項目（ヴィジョン、継続性、総合性、エンパワメント、刷新性、協働性、変容性、汎用性）からなる「サステイナブルスクール評価指標」を開発した。（吉田 2020b、とくに「第3章オルタナティブな学びと公共世界の対話 ユネスコ、多様な学び、ESD」に所収）

## ② シュタイナー教師教育のカリキュラム試行モデルの開発

日本各地のシュタイナー学校におけるアクションリサーチ（高等部授業実践、卒業生ヒアリング等）を踏まえて、実践校（京田辺シュタイナー学校）と連携した「シュタイナー教育ゼミナール」（於：大阪府立大学、2012年度～2019年度）を年間10～12講座開設し、教員研修・養成のためのカリキュラム試行モデルを開発した。ニュージーランド（オークランド工科大学）および台湾（国立清華大学）におけるシュタイナー教員養成課程の現地調査、国際ヴァルドルフ教育連盟が作成中の「ヴァルドルフ教員養成者の指標」等を踏まえ、現在、そのカリキュラムの体系化と洗練に向けた検証に着手したところである。

## 《引用文献》

### （研究代表者）

吉田敦彦 2020a 『日本のオルタナティブ学校 多様性と公共性 資料編（2016～2020）』大阪府立大学（オリンピック印刷、本科研報告冊子） 総197頁。

②吉田敦彦 2020b 『世界が変わる学び：ホリスティック／シュタイナー／オルタナティブ』ミネルヴァ書房、総284頁。

吉田敦彦 2019 「「オルタナティブ」の三つの意味合い／一元化と多様化のはざままで」、永田佳之編 『変容する世界と日本のオルタナティブ教育』世織書房、82-107頁。

吉田敦彦 2017 「オルタナティブスクールの観点から 公民連携で中間支援の組織づくりへ」、フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会編 『教育機会確保法の誕生』東京シュレー出版、213-220頁。

### （研究分担者）

永田佳之編 2019 『変容する世界と日本のオルタナティブ教育』世織書房、総710頁。

藤根雅之 2019a 「オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携 現状把握と活動状況との関連の分析」、『教育科学セミナー』50、71-84頁。

藤根雅之 2019b 「オルタナティブスクールの連携の技法：傘となる集合行為フレームの創発過程」、『教育社会学研究』104、237-257頁。

西村拓生 2018 「オルタナティブが照らした教育的公共圏の困難と可能性：あたりまえがあたりまえでない場からの問いかけ」、『関西教育学会年報』42、177-182頁。

福若真人・森岡次郎 2018 「「多様な学び」をめぐる「自由」と子どもの「主体性」」、『関西教育学会年報』42、106-110頁。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 藤根雅之	4. 巻 104
2. 論文標題 オルタナティブスクールの連携の技法：傘となる集合行為フレームの創発過程	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育社会学研究	6. 最初と最後の頁 237-257
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤根雅之	4. 巻 24
2. 論文標題 オルタナティブスクール・フリースクールに関する文献検討 オルタナティブ教育研究が位置づく知識構造と社会運動としての捉え直し	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪大学教育学年報	6. 最初と最後の頁 97-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村拓生	4. 巻 42
2. 論文標題 オルタナティブが照らしだす教育的公共圏の困難と可能性：あたりまえがあたりまえでない場からの問いかけ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 関西教育学会年報	6. 最初と最後の頁 177-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森岡次郎	4. 巻 14
2. 論文標題 遠山啓の教育思想 初期の生活単元学習批判を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人間科学	6. 最初と最後の頁 31-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 福若真人・森岡次郎	4. 巻 42
2. 論文標題 「多様な学び」をめぐる「自由」と子どもの「主体性」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 関西教育学会年報	6. 最初と最後の頁 106-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤根雅之	4. 巻 45
2. 論文標題 オルタナティブスクールの類型化 全国調査による活動内容のクラスター分析とテキストマイニングによる集合行為フレームの対応分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人間科学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 127-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤根雅之	4. 巻 50
2. 論文標題 オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携 現状把握と活動状況との関連の分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育科学セミナー	6. 最初と最後の頁 71-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉田敦彦	4. 巻 89
2. 論文標題 NPO立学校の存在感と公益性～ホールスクールアプローチで培う持続可能な学校文化～	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Planets (京田辺シュタイナー学校季刊誌)	6. 最初と最後の頁 6-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田敦彦	4. 巻 -
2. 論文標題 教育的まなざし×福祉的まなざし の複眼的アプローチ 「もっとよく」と「ありのまま」の間で	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 関川芳孝・山中京子・中谷奈津子編『教育福祉学の挑戦』（せせらぎ出版）	6. 最初と最後の頁 265-277
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 永田佳之	4. 巻 80
2. 論文標題 ホームスクールの国際比較：日本に”近い”イギリスからの示唆	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 世界の児童と母性	6. 最初と最後の頁 58-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西村拓生	4. 巻 25
2. 論文標題 主体・母性・家族：近代教育の前提は如何に脱構築されるべきか？	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 近代教育フォーラム	6. 最初と最後の頁 148-151
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計24件（うち招待講演 12件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 吉田敦彦・池田華子・奥本陽子・孫美幸・河野桃子・大山博幸・木戸啓
2. 発表標題 Holistic Education/Care Research in Japan
3. 学会等名 The 7th Roundtable Meeting of Asia-Pacific Network for Holistic Education (Gyeongin National University of Education, Korea) (国際学会)
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 Daisuke Onuki and Atsuhiko Yoshida
2. 発表標題 Waldorf Education and UNESCO/ASPnet
3. 学会等名 Social Initiative Fourm in Egypt 2019 (Heliopolis University, Cairo) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 吉田敦彦
2. 発表標題 「普通教育機会確保法」見直しまで1年～今、必要な視点～
3. 学会等名 第6回多様な学び実践研究フォーラムin九州 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 奥地圭子・吉田敦彦・喜多明人
2. 発表標題 教育機会確保法で実現したもの、これから目指すもの
3. 学会等名 多様な学び保障法を実現する会第7回総会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 永田佳之
2. 発表標題 オルタナティブ教育はなぜ重要か：少数派であることの社会的意義
3. 学会等名 多様な学び保障法を実現する会第7回総会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 西村拓生
2. 発表標題 オルタナティブが照らしだす教育的公共圏の困難と可能性 あたりまえがあたりまえでない場からの問いかけ
3. 学会等名 関西教育学会第69回大会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 森岡次郎・福若真人
2. 発表標題 「多様な学び」をめぐる「自由」と子どもの「主体性」
3. 学会等名 関西教育学会第69回大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Fujine Masayuki, Hashimoto Akane
2. 発表標題 Why Do You Do Democratic Education?
3. 学会等名 Asia-Pacific Democratic Education Conference/Community 2017（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 藤根雅之
2. 発表標題 社会運動としてのオルタナティブスクールのネットワーク
3. 学会等名 日本教育社会学会第69回大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 吉田敦彦・藤田美保・中嶋千賀（第4回多様な学び実践研究フォーラム実行委員会）
2. 発表標題 多様な学び場の活動から 子どもの学ぶ権利の保障をめぐって
3. 学会等名 子どもの権利条約フォーラム2016in関西
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 吉田敦彦・藤田美保
2. 発表標題 オルタナティブな学びの場 支えあう組織づくりに向けて
3. 学会等名 第4回多様な学び実践研究フォーラム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 森岡次郎
2. 発表標題 多様な学びを問い直す 教育とは何か？
3. 学会等名 第4回多様な学び実践研究フォーラム
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 吉田敦彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 284
3. 書名 世界が変わる学び：ホリスティック／シュタイナー／オルタナティブ	

1. 著者名 吉田敦彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 大阪府立大学（オリンピック印刷）	5. 総ページ数 197
3. 書名 日本のオルタナティブ学校 多様性と公共性 資料編（2016～2020）	

1. 著者名 永田佳之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 世織書房	5. 総ページ数 710
3. 書名 変容する世界と日本のオルタナティブ教育:生を優先する多様性の方へ	

1. 著者名 フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会編（汐見稔幸・奥地圭子・馳浩・川村建夫・林久美子・浮島智子・伊東信久・前川喜平・喜多明人・竹島乃愛・古山明男・島田均・萩原朋子・中村国生・吉田敦彦・野川義秋）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京シュレー出版	5. 総ページ数 240
3. 書名 教育機会確保法の誕生：子どもが安心して学び育つ	

1. 著者名 永田佳之・曾我幸代	4. 発行年 2017年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 320頁
3. 書名 新たな時代のESD:サステナブルな学校を創ろう 世界のホールスクールから学ぶ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	永田 佳之 (Nagata Yoshiyuki)  (20280513)	聖心女子大学・文学部・教授  (32631)	
研究分担者	今井 重孝 (Imai Shigetaka)  (80160026)	青山学院大学・教育人間科学部・教授  (32601)	
研究分担者	西村 拓生 (Nishimura Takuo)  (10228223)	奈良女子大学・人文科学系・教授  (14602)	
研究分担者	西平 直 (Nishihira Tadashi)  (90228205)	京都大学・教育学研究科・教授  (14301)	
研究分担者	森岡 次郎 (Morioka Jiro)  (10452385)	大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・准教授  (24403)	
研究分担者	藤根 雅之 (Fujine Masayuki)  (40802947)	大阪大学・人間科学部・助教  (14401)	